

宮城県後期高齢者医療広域連合規則第5号（平成19年3月28日）

広域連合長の職務代理者を定める規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定に基づき、広域連合長の職務を代理する上席の職員は、次の各号に掲げる職にある職員とし、その職務を代理する順序は、当該各号に掲げる順序によるものとする。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局総務課長
- (4) 事務局の課長たる職員のうち、課長としての在職期間の長いもの

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。